

改正

平成9年9月22日条例第7号  
平成10年3月10日条例第2号  
平成10年12月10日条例第4号  
平成16年3月22日条例第2号  
平成18年2月28日条例第1号  
平成20年3月4日条例第5号  
平成22年2月24日条例第3号  
平成27年2月22日条例第2号  
平成31年2月17日条例第1号  
令和元年8月24日条例第2号  
令和4年9月10日条例第4号  
令和5年11月26日条例第7号  
令和6年2月25日条例第1号

浜名湖ボートレース企業団モーターボート競走条例

(趣旨)

第1条 浜名湖ボートレース企業団(以下「企業団」という。)が、モーターボート競走法(昭和26年法律第242号。以下「法」という。)に基づいて行うモーターボート競走は、法及びモーターボート競走法施行規則(昭和26年運輸省令第59号。以下「規則」という。)によるほか、この条例の定めるところによる。

(開催日時)

第2条 モーターボート競走の開催日時は、企業長が定める。

2 企業長は、天災その他モーターボート競走施行者の責に帰すことができない理由があるときは、規則第14条の規定により届け出たモーターボート競走の開催を中止し又は当該開催日時若しくは競走の順序を変更することができる。

(競走場)

第3条 モーターボート競走は、静岡県湖西市新居町中之郷3727番地の7浜名湖モーターボート競走場(以下「競走場」という。)において行う。

(場外発売場)

第3条の2 前条において行うモーターボート競走の場外発売を実施するため、場外発売場を設置し、その名称及び位置は次のとおりとする。

名称	位置
企業団専用場外発売場ポートピア玉川	福島県石川郡玉川村大字岩法寺字新屋敷116番地2
企業団専用場外発売場ポートピア岩間	茨城県笠間市押辺2560番1外
企業団専用場外発売場ミニポートピア富士おやま	静岡県駿東郡小山町須走字西澤498番地の352外
企業団専用場外発売場ポートレースチケットショップ焼津	静岡県焼津市小川3544番地の1
企業団専用場外発売場ポートレースチケットショップオラレ浜松	静岡県浜松市中央区鍛冶町15番地

(入場料等)

第4条 法第9条の規定により入場者1人から徴収する入場料は、50円以上100円以下において企業長が定める額とする。ただし、企業長が特に認める場合は、この限りでない。

2 特に設けた特別席及び会員制特別席を利用する場合の特別料金は、500円以上10,000円以下において企業長が定める額とする。ただし、会員制特別席を利用する会員の会費については、別に企業長が定める。

3 有料遊具施設を利用する場合における特別料金は、200円以上3,000円以下において、企業長が定める額とする。

(舟券の発売)

第5条 モーターボート競走を行うときは、券面金額10円の勝舟投票券（以下「舟券」という。）を10枚分以上であって企業長が定める枚数を1枚で代表する舟券を発売する。

(実施事務の委託)

第6条 法第3条の規定によりモーターボート競走の実施に関する事務の一部を他の地方公共団体、法第32条第1項に規定する競走実施機関又は私人に委託する。

2 前項の規定により委託するモーターボート競走の実施に関する事務の範囲は、委託契約で定める。

(秩序維持等の措置)

第7条 企業長は、競走場内の秩序を維持し、かつ、モーターボート競走の公正及び安全を確保するために必要な措置を講ずることができる。

(委任)

第8条 モーターボート競走の実施に関し必要な事項、その他この条例の施行について必要な事項は、企業長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成9年9月22日条例第7号）

この条例は、平成10年3月1日から施行する。

附 則（平成10年3月10日条例第2号）

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成10年12月10日条例第4号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成16年3月22日条例第2号）

この条例は、平成16年4月1日から施行する。ただし、第3条の2の改正規定は、平成16年5月20日から施行する。

附 則（平成18年2月28日条例第1号）

この条例は、平成18年3月1日から施行する。

附 則（平成20年3月4日条例第5号）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成22年2月24日条例第3号）

この条例は、平成22年3月23日から施行する。

附 則（平成27年2月22日条例第2号）

この条例は、平成27年3月24日から施行する。

附 則（平成31年2月17日条例第1号）

この条例は、平成31年2月19日から施行する。

附 則（令和元年8月24日条例第2号）

この条例は、令和元年12月14日から施行する。

附 則（令和4年9月10日条例第4号）

この条例は、令和4年9月12日から施行する。

附 則（令和5年11月26日条例第7号）

この条例は、令和6年1月1日から施行する。

附 則（令和6年2月25日条例第1号）

この条例は、令和6年4月1日から施行する。